

阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条の基本理念にのっとり、本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を円滑に実施するため、阪南市子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 子ども読書活動推進計画の進捗管理に関すること。
- (3) 子どもの読書活動を推進するための施策及び調査研究に関すること。
- (4) その他読書活動推進計画の作成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項の委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第4条に定める会長は、必要と認めるときは委員を追加することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

阪南市子ども読書活動推進会議委員名簿

市民	公募委員（2名以内）
民間団体	はんなん子育てネットワーク代表
	こどもNPOはらっぱ代表
	社会福祉協議会代表
	阪南市子ども文庫連絡会代表
	阪南市みんなの図書館を考える会代表
校園所関係	泉鳥取高校代表
	中学校代表
	小学校代表
	幼稚園代表
	保育所代表
	子育て総合支援センター代表
行政関係	福祉部こども家庭課代表
	健康部健康増進課代表
	生涯学習部学校教育課代表
	生涯学習部生涯学習推進室代表
	生涯学習部図書館代表